

2020年2月3日
株式会社 鹿児島銀行

反社会的勢力との関係遮断のための取り組みについて

鹿児島銀行（頭取 松山澄寛）は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）などを踏まえ、2010年6月1日より各種預金規定などに暴力団などの反社会的勢力を排除する条項を導入しております。また、2012年7月2日および2016年4月1日に各種預金規定などを改定し、反社会的勢力の要件などを追加しており、現在は下記の対応を実施しております。

当行では、下記の対応について改めて周知させていただきますとともに、今後とも反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを行ってまいりますので、お客さまにおかれましては、この取り組みの趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

次の各項の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。

(1) 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を越えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他①から④に準ずる行為

2. 対象となる取引

下記の規定が適用される全ての取引。

預金等共通規定・当座勘定規定・貸金庫規定・保護預り規定・投資信託受益権振替決済口座管理規定・国債振替決済口座管理規定・一般債振替決済口座管理規定・外貨預金規定

※各規定をご希望の場合は、窓口へお申し出ください。

3. 対応するSDGs



目標 16. 違法な資金を減少させ、社会的不正を根絶する

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島銀行 CR 統括部

マネー・ローンダリング等金融犯罪対策室

TEL : 099-239-9927 (ダイヤルイン)